## ○宍粟市地域福祉計画推進会議要綱

平成25年11月27日告示第93号

改正

令和2年3月17日告示第29号

宍粟市地域福祉計画推進会議要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第107条の規定に基づく宍栗市 地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び見直し並びに推進並びに法第55の2第4項第 2号の地域公益事業に関し、市民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に 関する活動を行う者の意見を反映させるため、宍栗市地域福祉計画推進会議(以下「会議」とい う。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 会議は、次に掲げる事務を処理する。
  - (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
  - (2) 計画の進捗状況の評価に関すること。
  - (3) 社会福祉法第55条の2第6項の規定に基づく地域公益事業に関する意見の聴取に関する こと。
  - (4) 前3号のほか、計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 会議は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 社会福祉協議会の代表者
  - (3) 市内各種関係団体の代表者
  - (4) 市民の代表
  - (5) 市の職員
  - (6) 前各号に掲げる者のほか、社会福祉に関する活動を行う者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期 は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

(庶務)

附則

- 第6条 会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、市長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。 (関係者の出席等)
- 第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 第8条 会議の庶務は、地域福祉計画担当課において処理する。 (その他)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
  - この告示は、公布の日から施行する。
    - 附 則(令和2年3月17日告示第29号)
  - この告示は、令和2年4月1日から施行する。